

## SD08002 &lt;2015年版&gt;合格ゾーン 民法(中)

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
588	28-19(24-13) 解説 (イ) 3行目	なお, 地上権者が代価弁済したときは, 抵当権自体は消滅することなく, 地上権に対抗できないものとなる。	なお, 地上権を買い受けた第三者が代価弁済をした場合, 条文上は, 抵当権はその第三者のために「消滅する」となっているが, これは抵当権がその第三者のためにのみ消滅するという意味であり, 抵当権はその第三者のために相対的に消滅することとなる。すなわち, その第三者が買い受けた地上権は当該抵当権に対抗できるものとなる。	14/12
616	29-10(22-13) 解説 (エ) 4行目	Aは400万円, Cは600万円の配当を	Aは400万円, Dは600万円の配当を	15/2